

岐阜県警察柔道及び剣道段級位審査規程を次のように定める。

平成 17 年 12 月 7 日

岐阜県警察本部長 大園 猛志

岐阜県警察柔道及び剣道段級位審査規程

(通則)

第 1 条 岐阜県警察における柔道及び剣道（以下「柔(剣)道」という。）の段級位の審査は、この規程の定めるところによる。

(段級位の審査、呼称)

第 2 条 この規程に定める柔(剣)道の段級位の審査及び呼称は、次のとおりとする。

- (1) 段位は、初段から 5 段までとする。
- (2) 級位は、1 級とする。
- (3) 段級位は、「岐阜県警察柔(剣)道」と冠して呼称することとする。

(審査委員会の設置)

第 3 条 岐阜県警察本部（以下「本部」という。）に、岐阜県警察柔道及び剣道段級位審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第 4 条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、警察本部長をもって充てる。
- 3 委員は、警務部長、教養課長、学校長及び委員長の命ずる者をもって充てる。
- 4 委員長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、柔(剣)道について専門的な技能を有する部外の者を委員に委嘱することができる。

(委員会の任務)

第 5 条 委員会は、第 2 条に定める段級位の審査を行うことを任務とする。

(審査の方法)

第 6 条 審査は、級位にあつては実技を行い、段位にあつては実技、形及び学科を行う。

- 2 実技の審査基準は、別表「柔(剣)道段級位審査合格基準」のとおりとする。

(審査の実施)

第 7 条 審査は、期日、場所、実施要領など必要な事項を定めて実施する。

(審査の資格)

第 8 条 段級位の受審資格は、次表に掲げるとおりとする。

--	--

受審段級位	資 格
1 級	基本及び応用動作を習得したとき
初 段	1 級取得後 3 か月を経過したとき
二 段	初段取得後 1 年を経過したとき
三 段	二段取得後 2 年を経過したとき
四 段	三段取得後 3 年を経過したとき
五 段	四段取得後 4 年を経過したとき

（受審の手続）

第9条 段級位の審査を受けようとする者は、所属長に申し出なければならない。

2 所属長は、前項の申し出があったときは、柔(剣)道段級位審査受審者名簿（別記様式第1号）により委員長に申請するものとする。

（昇段の特例）

第10条 講道館、全日本剣道連盟及び他の警察機関の段級位審査に合格した者は、その合格日をもって、この訓令による段級位審査に合格したものとみなす。

（証書の交付）

第11条 警察本部長は、審査に合格した者に対して、合格証書(別記様式第2号)を交付するものとする。

（合格台帳の作成）

第12条 警察本部教養課（以下「教養課」という。）に柔(剣)道段級位審査合格者台帳(別記様式第3号)を備えるものとする。

（細部事項）

第13条 この訓令に定めるもののほか、柔（剣）道段位審査実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成18年 1月 1日から施行する。

2 岐阜県警察柔道及び剣道級位審査規程（昭和31年岐阜県警察訓令第9条）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成19年 5月 1日から施行する。

別表

柔（剣）道段級位審査合格基準

級位	基 準
1 級	基本動作（姿勢及び態度並びに柔道においては、受身及び打込み、剣道においては、切返し及び打込みをいう。以下同じ。）を概ね修得し、試合等において姿勢及び気迫が良好である者
初段	術技を体得し、かつ、全般的にその応用能力があり、試合等の成績が良好である者
二段	術技に習熟し、かつ、全般的にその応用能力があり、試合等の成績が良好である者
三段 四段	術技に練達し、相当の応用能力と指導能力があり、試合等の成績が良好である者
五段	術技に熟達し、十分な応用能力と指導能力があり、試合等の成績が良好である者

別記様式第 1 号（第 9 条関係）

分 類 番 号	-	-	-
保 存 期 間	年	平成 年 月 日まで	

平成 年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

所 属 長 名

柔（剣）道段級位審査受審者名簿

番号	受験段級位	職員番号	期生	階級	氏 名	年齢	備 考

